

## 次期介護保険制度改正時における福祉用具及び 住宅改修に係る給付の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太方針」では、次期介護保険制度改正に向け、要介護度が軽度である者に対する福祉用具貸与等について、給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度により提供される福祉用具及び住宅改修に係るサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという、極めて重要な役割を果たしています。

例えば、歩行器などの軽度者向け福祉用具や手すりの設置などの住宅改修は、転倒や骨折を予防することにより、重度化を防ぎ、またはおくらせて、自立した生活の継続を実現することに役立っています。また、安全な外出を支援することにより、特にひとり暮らしの高齢者が家に閉じこもるのを防ぎ、社会生活を維持することにつながっています。

仮に軽度者を対象とした福祉用具及び住宅改修に係るサービスの利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯など弱者の切り捨てになりかねず、また、こうしたサービスの利用が抑制されることで、重度化が進行し、結果として、介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

よって、政府は、次期介護保険制度改正時における福祉用具及び住宅改修に係る給付の見直しについては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐという介護保険の理念に沿って、要介護者の生活を支える観点から検討を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月27日

枚方市議会議長 大塚 光 央

〈提出先〉

厚生労働大臣